

第6号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいいます。以下この記載の手引において同じです。）に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。	
5 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
7 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8 「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9 「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 (イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 (ロ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人	

	(ハ) 相互会社 (外国相互会社を含みます。) (2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	
10「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書 (別表 5 (1)) の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書 (別表 5 (1)) の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
11「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 ((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人 ((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第1号に定める金額	
12「道府県民税 事業税の申告書」 特別法人事業税 地方法人特別税	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合は、「中間」 (2) 法人税の確定申告書 (退職年金等積立金に係るものを除きます。) 又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合は、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」	修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄も記載します。
13「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書別表1の10欄の金額 (この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額) を記載します。 なお、() 内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額 (別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻税額 (別表1の5の欄の金額) 並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額 (別表1の7の欄の金額) の合計額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人 (以下「都内分割法人」といいます。) は、記載する必要はありません。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
14「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項 (試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除) (同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定に係る金額 法人税の明細書 (別表 6 (8)) の21の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項 (中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除) (同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項 (特別試験研究費に係る法人税額の特別控除) の規定に係る金額 (中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書 (別表 6 (11)) の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項 (国家戦略特別区域にお	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	<p>いて機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(18))の19の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の18の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の39の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の10の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の24の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(10) 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の6第2項(革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(28))の22の欄の金額</p> <p>----- (注) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)の施行の日以後に変更 ----- (11) 租税特別措置法第42条の12の5の2第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(27))の16の欄の金額</p>	
15「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設

		設を有する外国法人は、記載しないでください。
17「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人（都内分割法人を除きます。） ①+②-③+④の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人第10号様式の⑤の欄の金額 (ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表1の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
18「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、②及び⑤の欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「法人税割額(⑤又は⑥× $\frac{1}{100}$) ⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、④と⑥の欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
20「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」	第7号の3様式の⑩の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」	第7号様式(その1)の⑧の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号様式(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑫及び⑬の欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22「外国の法人税等の額の控除額⑩」	第7号の2様式(その1)の⑫の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑬の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式(その2)の⑬の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑭及び⑮の欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23「差引法人税割額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪ ⑫」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
24「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑬」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。	
25「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑭」	「⑫の欄の金額-⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
26「算定期間中において事務所等を有していた月数⑯」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には

		新設又は廃止の日を含みません。
27 「円× $\frac{\text{⑩}}{12}$ ⑰」	<p>(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 東京都の特別区のみ^に事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ハ) 東京都の市町村のみ^に事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額</p>	<p>(1) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。</p> <p>ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。</p> <p>(2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。</p>
28 「この申告により納付すべき道府県民税額⑮+⑲ ⑳」	⑮又は⑲の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑮又は⑲の欄を零として計算します。	
29 「㉑のうち見込納付額㉑」	法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限りません。）を含みます。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
30 「東京都に申告する場合の㉑の計算」（㉑から㉒までの欄）	<p>(1) ㉑の欄は東京都の特別区のみ^に事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉑の欄は東京都の市町村のみ^に事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。</p> <p>ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載してください。</p> <p style="text-align: center;">法人税額又は個別帰属法人税額× <u>東京都の市町村分の従業員数</u> 従業員数の総数</p>	<p>東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。</p> <p>恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。</p>
31 事業税の「所得割」（㉑から㉒までの欄）	(1) ㉑の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の⑮の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の⑮の欄の金額から⑯の欄の金額を控除した金額を記載します。	(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必

	<p>(2) ㉔から㉚までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>(ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉗の欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超え年800万円（その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉘及び㉙の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉘、㉙及び㉚の各欄に記載します。</p> <p>(ハ) 特別法人（協同組合等）であって次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超える金額を㉙の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(ニ) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円（その事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉙の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉙の欄に、年10億円を超える金額を㉚の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) ㉛の欄の課税標準の額は、法第72条の24の7第4項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。</p> <p>(4) ㉔から㉚までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>要はありません。</p> <p>(2) その事業年度が1年に満たない場合において、㉗の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉘の欄の金額は、㉗の欄の金額から㉘の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、㉗の欄の金額が800万円を超えるときの㉙の欄の金額は、㉗の欄の金額から㉘及び㉙の各欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出します。</p> <p>(3) 軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日（解散した法人にあつては、解散の日）において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p> <p>(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）の合算額を㉗の欄に記載します。</p>
32「付加価値割」（㉓及び㉔の欄）	<p>(1) ㉓の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉔の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉓の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
33「資本割」（㉕及び㉖の欄）	<p>(1) ㉕の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、第6号様式別表5の2の㉒の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉖の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を</p>	

	<p>有する法人にあつては⑤の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
34「収入割」(③⑦及び③⑧の欄)	<p>収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。)を行う法人のみが次のように記載します。</p> <p>(1) ③⑦の欄は、電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除きます。)及びガス供給業を行う法人にあつては第6号様式別表6の⑩の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあつては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあつては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の⑱の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあつては同表の㉓の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ③⑧の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては③⑦の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
35「事業税の特定寄附金税額控除額④⑩」	第7号の3様式の⑪の欄の金額を記載します。	
36「差引事業税額 ③⑨-④⑩-④⑪ ④⑫」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
37「租税条約の実施に係る事業税額の控除額④⑬」	<p>「④⑫の欄の金額-④⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。</p> <p>この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。</p>	
38「この申告により納付すべき事業税額④⑭-④⑮-④⑯ ④⑰」及び「④⑰の内訳」の各欄(④⑱から④⑳までの欄)	④⑰の欄は、④⑱の欄から④⑲の欄及び④⑳の欄の金額を控除した金額を記載し、④㉑から④㉒までの欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、④㉑から④㉒までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	「④⑰の内訳」の各欄の記載における④⑱の欄の金額の控除については、④㉑の欄、④㉒の欄、④㉓の欄の順に行います。
39「④⑰のうち見込納付額④㉔」	④㉔の欄は、法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
40「差引④⑰-④㉔ ④㉕」	④㉕の欄は、④⑰の欄から④㉔の欄の金額を控除した金額を記載します。	
41「所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額④㉖」(④㉗の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計④㉘」又は「軽減税率不適用法人の金額④㉙」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計④㉚」又は「軽減税率不適用法人の金額④㉛」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
42「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額④㉜」(④㉝の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額④㉞」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額④㉟」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
43「差引特別法人事業税額又は地	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100	

方法人特別税額④－⑤ ⑥」	円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
44「租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額⑧」	「⑥の欄の金額－⑦の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額又は地方法人特別税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
45「この申告により納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ⑤－⑦－⑧ ⑨」	⑧の欄は、⑥の欄から⑦の欄及び⑧の欄の金額を控除した金額を記載します。	
46「⑨のうち見込納付額⑩」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
47「差引⑨－⑩ ⑪」	⑪の欄は、⑨の欄から⑩の欄の金額を控除した金額を記載します。	
48「所得金額の計算の内訳（⑫から⑳までの欄）」	第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。 (1) ⑫の欄は、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の金額を記載します。 ただし、連結申告法人について、法人税の明細書（別表4の2付表）の34の欄に記載された金額がある場合には、その金額を42の欄の金額に加算した金額を記載してください。 (2) ⑬の欄は、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条又は第81条の7の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。 (3) ⑭の欄は、法人税の明細書（別表12(1)）の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか低い金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載します。 (4) ⑮の欄は、法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の計欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載します。 (5) ⑯の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条又は第81条の15に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の30の欄に記載した金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の38の欄に記載した金額を記載します。 (6) ⑰の欄は、第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額又は法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、同表の⑳の欄若しくは第6号様式別表11の㉑の欄の金額を記載します。	
49「法人税の所得金額又は個別所得金額㉑」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の48の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。	
50「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉒」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式	

	による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑮、⑯及び㉑の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
51「還付請求」の「中間納付額⑰」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は㉑の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑯の欄に記載した事業税額及び㉑の欄に記載した特別法人事業税額又は地方法人特別税額との合計額と同額になります。	
52「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。	(1) 資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表5の2(1)付表1)の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
53「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額） (2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）	
54「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「事業税」	法第72条の25第2項から第7項まで（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
55「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「法人税」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。） (2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人	
56「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人 「その他」	
57「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 (1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額）に	

	<p>6 を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項及び第144条の3第1項（同法第72条第1項及び第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）</p> <p>(2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人</p>	
58「国外関連者の有無」	<p>外国（わが国と租税条約を締結している国に限ります。）に子会社又は親会社等（租税特別措置法第66条の4の規定に該当する法人）を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p>	

第6号様式（その2）記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含みます。）が仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。	
5 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
7 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8 「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9 「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 (イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 (ロ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人 (ハ) 相互会社（外国相互会社を含みます。） (2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が	

	有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	
10「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
11「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第1号に定める金額	
12「道府県民税 事業税の申告書」 特別法人事業税	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合は、「中間」 (2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除きます。)又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合は、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」	修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄も記載します。
13「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書別表1の10欄の金額(この欄の上段に使用秘密金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載します。 なお、()内には、使用秘密金の支出の額の40%相当額(別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額を加算額及びリース特別控除取戻税額(別表1の5の欄の金額)並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)は、記載する必要はありません。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
14「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除)(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(8))の21の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(11))の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取扱った場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	<p>(4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（17））の25の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。 法人税の明細書（別表6（18））の19の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（19））の18の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（20））の39の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（21））の10の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（24））の24の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(10) 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の6第2項（革新的情報産業活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（28））の22の欄の金額</p> <p>-----</p> <p>(注) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）の施行の日以後に変更</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の5の2第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（27））の16の欄の金額</p> <p>-----</p>	
15「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
16「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載します。	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。</p> <p>(3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。</p> <p>(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>

<p>17「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」</p>	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人（都内分割法人を除きます。） ①+②-③+④の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人第10号様式の⑤の欄の金額 (ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表1の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>18「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」</p>	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、②及び⑤の欄の金額の合計額を記載してください。</p>	<p>(1) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>19「法人税割額（⑤又は⑥×100） ⑦」</p>	<p>一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、②と⑤の欄の金額の合計額を記載してください。</p>	<p>(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>20「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」</p>	<p>第7号の3様式の⑩の欄の金額を記載します。</p>	<p>都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>21「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」</p>	<p>第7号様式（その1）の⑧の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の当該都道府県分の金額）又は第7号様式（その2）の⑨の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑫及び⑬の欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。</p>	<p>都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>22「外国の法人税等の額の控除額⑩」</p>	<p>第7号の2様式（その1）の⑫の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑬の欄の当該都道府県分の金額）又は第7号の2様式（その2）の⑬の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑭及び⑮の欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。</p>	<p>都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
<p>23「差引法人税割額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪ ⑫」</p>	<p>この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。</p>	
<p>24「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑬」</p>	<p>既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。</p>	
<p>25「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑭」</p>	<p>「⑫の欄の金額-⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。</p>	
<p>26「算定期間中において事務所等を有していた月数⑯」</p>	<p>この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。</p>	<p>算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みません。</p>

<p>⑬ 27「円× — ⑭」 12</p>	<p>(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 東京都の特別区のみ事務所等又は寮等を有する法人 主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ハ) 東京都の市町村のみ事務所等又は寮等を有する法人 事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額</p>	<p>(1) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。</p> <p>ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。</p> <p>(2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。</p>
<p>28「この申告により納付すべき道府県民税額⑮+⑰ ⑱」</p>	<p>⑮又は⑰の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑮又は⑰の欄を零として計算します。</p>	
<p>29「⑱のうち見込納付額⑲」</p>	<p>法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限ります。）を含みます。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>	
<p>30「東京都に申告する場合の⑳の計算」（㉑から㉓までの欄）</p>	<p>(1) ㉑の欄は東京都の特別区のみ事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉒の欄は東京都の市町村のみ事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。</p> <p>ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載してください。</p> <p style="text-align: center;">法人税額又は個別帰属法人税額× <u>東京都の市町村分の従業員数</u> 従業員の総数</p>	<p>東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。</p> <p>恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。</p>
<p>31「所得割」（㉔から㉖までの欄）</p>	<p>(1) ㉔の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の⑯の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉕から㉖までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 法第72条</p>	<p>(1) その事業年度が1年に満たない場合において、㉔の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉕の欄の金額</p>

	<p>の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>(ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉗の欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超え年800万円（その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉘及び㉙の各欄に、年800万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉘、㉙及び㉚の各欄に記載します。</p> <p>(ハ) 特別法人（協同組合等）であって次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超え年400万円以下の金額を㉙の欄に、年400万円を超える金額を㉚の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(ニ) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円（その事業年度が1年に満たない場合には10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉙の欄に、また、年10億円を超え年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉙の欄に、年10億円を超える金額を㉚の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) ㉘の欄の課税標準の額は、法第72条の24の7第4項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。</p> <p>(4) ㉘から㉚までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>は、㉗の欄の金額から㉘の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、㉗の欄の金額が800万円を超えるときは㉘の欄の金額は、㉗の欄の金額から㉘及び㉙の各欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出します。</p> <p>(2) 軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日（解散した法人にあっては、解散の日）において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）の合算額を㉗の欄に記載します。</p>
<p>32「付加価値割」（㉛及び㉜の欄）</p>	<p>(1) ㉛の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の①の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉜の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉛の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>33「資本割」（㉝及び㉞の欄）</p>	<p>(1) ㉝の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の②の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉞の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を</p>	

	<p>有する法人にあつては⑳の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
34「収入割」(㉗及び㉘の欄)	<p>(1) ㉗の欄は、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち、電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除きます。）及びガス供給業を行う法人にあつては同号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の㉑の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあつては第6号様式別表7の㉒の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあつては第6号様式別表8の㉓の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の㉔の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあつては同表の㉕の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉘の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉗の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第2号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
35「所得割」(㉙及び㉚の欄)	<p>(1) ㉙の欄は、法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の㉖の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉚の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉙の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）の合算額を㉚の欄に記載します。</p>
36「付加価値割」(㉛及び㉜の欄)	<p>(1) ㉛の欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の㉗の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉜の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉛の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
37「資本割」(㉝及び㉞の欄)	<p>(1) ㉝の欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の㉘の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉞の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を</p>	

	<p>有する法人にあつては④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
38「収入割」（④⑤及び④⑥の欄）	<p>(1) ④の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑩の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ④⑥の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
39「事業税の特定寄附金税額控除額④⑧」	第7号の3様式の⑪の欄の金額を記載します。	
40「差引事業税額④⑦－④⑧－④⑨ ⑤⑩」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
41「租税条約の実施に係る事業税額の控除額⑤⑪」	<p>「⑤⑩の欄の金額－⑤⑪の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。</p> <p>この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。</p>	
42「この申告により納付すべき事業税額⑤⑩－⑤⑪－⑤⑫ ⑤⑬」及び「⑤⑬の内訳」の各欄（⑤⑭から⑤⑯までの欄）	⑤⑬の欄は、⑤⑩の欄から⑤⑪の欄及び⑤⑫の欄の金額を控除した金額を記載し、⑤⑭から⑤⑯までの欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、⑤⑭から⑤⑯までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	
43「⑤⑬のうち見込納付額⑤⑰」	⑤⑰の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
44「差引⑤⑬－⑤⑱ ⑤⑲」	⑤⑲の欄は、⑤⑬の欄から⑤⑰の欄の金額を控除した金額を記載します。	
45「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額⑤⑲」（⑤⑲の内訳）	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計⑤⑲」又は「軽減税率不適用法人の金額⑤⑲」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計⑤⑲」又は「軽減税率不適用法人の金額⑤⑲」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
46「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額⑤⑲」（⑤⑲の内訳）	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑤⑲」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額⑤⑲」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
47「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額⑤⑲」（⑤⑲の内訳）	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額⑤⑲」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額⑤⑲」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
48「差引特別法人事業税額⑤⑲－⑤⑳ ⑤⑲」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

49「租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額⑦」	「③の欄の金額－⑦の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となる場合は記載しないでください。	
50「この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑧－⑩－⑪ ⑫」	⑦の欄は、③の欄から⑩の欄及び⑪の欄の金額を控除した金額を記載します。	
51「⑫のうち見込納付額⑬」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
52「差引⑭－⑮ ⑯」	⑯の欄は、⑫の欄から⑬の欄の金額を控除した金額を記載します。	
53「法人税の所得金額又は個別所得金額⑰」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の48の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。	
54「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑱」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑮、⑯及び⑰の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
55「還付請求」の「中間納付額⑲」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は⑱の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑯の欄に記載した事業税額及び⑰の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。	
56「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)を記載します。	(1) 資本金等の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書(別表5の2(1)付表1)の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
57「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額) (2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)	
58「申告期限の延長の処分(承認の有無)の「事業税」	法第72条の25第2項から第7項まで(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
59「申告期限の延長の処分(承認の有無)の「法人税」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により法人税の確定申告書の	

	<p>提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）</p> <p>(2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p>	
60「法人税の申告書の種類」	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」</p> <p>(2) その他の申告書を提出する法人 「その他」</p>	
61「翌期の中間申告の要否」	<p>次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項及び第144条の3第1項（同法第72条第1項及び第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）</p> <p>(2) 連結申告法人にあつては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人</p>	
62「国外関連者の有無」	<p>外国（わが国と租税条約を締結している国に限ります。）に子会社又は親会社等（租税特別措置法第66条の4の規定に該当する法人）を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p>	

第6号様式別表1記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、連結法人及び連結法人であった法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となる場合は、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める個別帰属額等を記載した書類又は法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 連結申告法人 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」（以下「個別帰属額届出書」といいます。）の10欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額に係る個別帰属額（個別帰属額届出書の10の欄の上段に外書として記載された金額）、個別帰属特別控除取戻税額（個別帰属額届出書の5の欄の金額）及び個別土地譲渡利益金額に対する法人税額（個別帰属額届出書の7の欄の金額）の合計額（これらの金額がない場合は零）を記載します。 (2) 連結申告法人以外の法人 法人税の申告書別表1の10欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額）、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額を加算額及びリース特別控除取戻税額（別表1の5の欄の金額）並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。	
5「試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (イ) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除）（同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（8））の21の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額は記載しないでください。 (ロ) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（11））の11の欄の金額 (ハ) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（16））の25の欄の金額 (ニ) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（17））	

の25の欄の金額

- (ホ) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（18））の19の欄の金額
- (ハ) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（19））の18の欄の金額
- (ト) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（20））の39の欄の金額
- (チ) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（21））の10の欄の金額
- (リ) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（24））の24の欄の金額
- ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。
- (ヌ) 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の6第2項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（28））の22の欄の金額

(注) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）の施行の日以後に変更

(ル) 租税特別措置法第42条の12の5の2第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（27））の16の欄の金額

(2) 連結申告法人にあつては、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。

- (イ) 租税特別措置法第68条の9第1項（試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除）（同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6の2（5）附表）の18の欄の金額
- ※ 租税特別措置法第68条の9第4項（中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額は記載しないでください。
- (ロ) 租税特別措置法第68条の9第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2（8）附表）の11の欄の金額
- (ハ) 租税特別措置法第68条の14第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6の2（13））

	<p>の18の欄の金額</p> <p>(ニ) 租税特別措置法第68条の14の2第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6の2(14)）の18の欄の金額</p> <p>(ホ) 租税特別措置法第68条の14の3第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(15)）の12の欄の金額</p> <p>(ハ) 租税特別措置法第68条の15第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(16)）の11の欄の金額</p> <p>(ト) 租税特別措置法第68条の15の2第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(17)付表3）の17の欄及び20の欄の合計金額</p> <p>(チ) 租税特別措置法第68条の15の3第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6の2(18)）の20の欄の金額</p> <p>(リ) 租税特別措置法第68条の15の6第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(21)付表）の6の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第68条の15の6第2項（中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(ヌ) 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の7第2項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(25)）の16の欄の金額</p> <p>(注) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）の施行の日以後に変更</p> <p>(ル) 租税特別措置法第68条の15の6の2第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(24)）の10の欄の金額</p>	
6 「差引個別帰属法人税額（①+②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①+②） ③」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人 ①+②の金額と①の欄の上段の（ ）内の金額のうちいずれか多い金額</p> <p>(2) 連結申告法人以外の法人 ①+②の金額 この場合において、その金額が負数となるときは零を記載します。</p>	
7 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」	第6号様式別表2の⑤の計欄の金額及び第6号様式別表2の④の計欄の金額の合計額を記載します。	
8 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」	第6号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	
9 「退職年金等積立金に係る法人	法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載します。	

税額⑥		
10「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③－④－⑤＋⑥ ⑦」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11「当期に発生した控除対象個別帰属税額（①の括弧書）－（①＋②） ⑧」	(1) ①の欄の上段の（ ）内の金額から①＋②の金額を差し引いた金額を記載します。 この場合において、その金額が負数になる場合は記載しないでください。 (2) この欄の金額は、第6号様式別表2の2の「当期分」の欄の①の欄に転記してください。	①＋②の金額が赤字額であっても、そのまま負数として計算します。
12「法人税における連結納税の承認の有無⑨」	連結法人に該当する場合は「有（連結法人）」を、その他の法人は「無（連結法人以外の法人）」を○印で囲んで表示します。	
13「連結親法人・子法人の区分⑩」	連結親法人にあつては「連結親法人」を、連結子法人にあつては「連結子法人」を○印で囲んで表示します。	⑨の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。
14「連結親法人の区分⑪」	⑩の欄において「連結親法人」を○印で囲んだ法人は自らの区分を、「連結子法人」を○印で囲んだ法人は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の区分を○印で囲んで表示します。	⑨の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。
15「連結子法人の区分⑫」	法人税法第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法人にあつては「特定連結子法人」を、その他の連結子法人にあつては「非特定連結子法人」を○印で囲んで表示します。	⑩の欄において「連結子法人」を○印で囲んだ法人が記載します。
16「法人税の申告区分⑬」	連結申告法人にあつては「連結申告」を、その他の法人にあつては「単体申告」を○印で囲んで表示します。	⑨の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。

第6号様式別表1の2記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1の3）の6の欄及び29の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。	
5「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除）（同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（8））の21の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（11））の11の欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（16））の25の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（17））の25の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（18））の19の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（19））の18の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（20））の39の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（21））の10の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（給与等の引上げ及</p>	

	<p>び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の24の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(10) 所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の6第2項(革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(28))の22の欄の金額</p> <p>(注) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)の施行の日以後に変更</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の5の2第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(27))の16の欄の金額</p>	
6「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載します。	
7「課税標準となる法人税額 ①+②-③ ④」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	<p>(1) 東京都の特別区にのみ国内の事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人及び東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する法人は、この欄の金額を第6号様式又は第6号様式(その2)の㉓又は㉔の欄に記載します。</p> <p>(2) 2以上の道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人はこの欄の金額を第10号様式の⑤の欄に記載します。</p>
8「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑤」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし東京都に申告する場合には、第6号様式又は第6号様式(その2)の㉓及び㉔の欄の金額の合計額を記載してください。	一の道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。
9「法人税割額(④又は⑤× $\frac{1}{100}$) ⑥」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は④の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、第6号様式又は第6号様式(その2)の㉓と㉔の欄の金額の合計額を記載してください。	税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。
10「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑦」	第7号の3様式の㉑の欄の金額を記載します。	
11「外国の法人税等の額の控除額 ⑧」	第7号の2様式(その1)の㉒の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、㉒の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式(その2)の㉓の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、㉓及び㉔の欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	
12「差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧ ⑨」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

第6号様式別表2記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、法第53条第5項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。

また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においては法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」	当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
2 「控除対象個別帰属調整額②」	<p>①の欄に記載した金額に、最初連結事業年度（2以上ある場合には、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。）の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>(1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の23.2。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の30。最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は、100分の25.5。最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は、100分の23.9。最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は、100分の23.4。</p> <p>(2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23。</p> <p>(3) 租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23。</p>	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	④の欄の金額と第6号様式別表1の③の欄の金額のうちいずれか低い金額を記載します。この場合において、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の③の欄の金額は、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したものと計算します。	

第6号様式別表2の2記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、法第53条第9項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「控除対象個別帰属税額①」	当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	
3 「当期控除額④」	③の欄の金額と第6号様式別表1の③の欄の金額のうちいずれか低い金額を記載します。この場合において、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の③の欄の金額は、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したものと計算します。	

第6号様式別表2の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において法人税法第80条及び第144条の13の規定により欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において同法第81条の31の規定により連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の中から順次記載します。	
3「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の中から順次記載します。	
4「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に掲げる金額を記載します。この場合において、(1)については、第6号様式の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式の①の欄の金額は、第6号様式の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算し、(2)については、第6号様式別表1の2（イ）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の2（イ）の①の欄の金額は、第6号様式別表1の2（イ）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算し、(3)については、第6号様式別表1の2（ロ）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の2（ロ）の①の欄の金額は、第6号様式別表1の2（ロ）の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算し、(4)については、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額があるときは、第6号様式別表1の③の欄の金額は、第6号様式別表1の①の欄の上段の（ ）内に記載された金額を控除したもとして計算します。 (1) 連結法人及び連結法人であった法人以外の内国法人 ③の欄の金額と第6号様式の①+②の金額のうちいずれか低い金額 (2) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 ③の欄の金額と第6号様式別表1の2（イ）の①+②の金額のうちいずれか低い金額 (3) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 ③の欄の金額と第6号様式別表1の2（ロ）の①+②の金額のうちいずれか低い金額 (4) 連結法人及び連結法人であった内国法人 ③の欄の金額と第6号様式別表1の③の欄の金額のうちいずれか低い金額（ただし、第6号様式別表1の④の欄に金額が記載されている場合には、③の欄の金額と第6号様式別表1の③の欄の金額から第6号様式別表1の④の欄の金額を控除した金額のうちいずれか低い金額）	

第6号様式別表5記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。）、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは同法第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人、政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人又は都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。
- (2) 外国の事業に帰属する所得のある法人又は非課税等所得のある法人は、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号イに掲げる法人に限ります。）にあつては、同項第1号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この計算書を第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
3「 第1号 法第72条の2第1項・に 第3号 掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
4「所得金額又は個別所得金額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の金額を記載します。 ただし、連結申告法人について、法人税の明細書（別表4の2付表）の34の欄に記載された金額がある場合には、その金額を42の欄の金額に加算した金額を記載します。	
5「損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額②」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条又は同法第81条の7の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には、記載する必要はありません。	
6「損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額③」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表4）の34の欄の計算上損金の額に算入している分配時調整外国税相当額がある場合において、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の計算上損金の額に算入している分配時調整外国税相当額がある場合において、当該分配時調整外国税相当額を記載します。したがって、法人税法第41条の2又は同法第81条の8の2の規定により納付した分配時調整外国税相当額を損金の額に算入していない場合には、記載する必要はありません。	
7「損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額④」	法人税の明細書（別表12(1)）の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか低い金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に係る部分の金額に限ります。）を記載し	

	ます。	
8「損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額⑤」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の1の欄の当期利益又は当期欠損の額の計算上損金の額に算入した外国法人税の額から法人税の明細書(別表4)の30の欄に記載した金額を控除して得た金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の1の欄の当期利益又は当期欠損の額の計算上損金の額に算入した個別外国法人税の額から法人税の明細書(別表4の2付表)の38の欄に記載した金額を控除して得た金額を記載します。	
9「益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額⑥」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の37の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の44の欄の金額を記載します。	
10「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額⑦」及び「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額④」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる法人税法第62条第2項又は第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の38の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の45の欄の金額を記載します。	
11「益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額⑨」	法人税の明細書(別表12(1))の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の各欄の金額の合計額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載します。	
12「外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額⑩」	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額を記載します。 また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課された外国法人税の額を記載してください。	
13「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑪」	法第72条の24前段に規定する区分計算の方法により事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載します。	
14「特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額⑫」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第67条の14第1項の適用を受ける法人及び同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
15「特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額⑬」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第68条の3の2第1項の規定の適用を受ける法人及び同法第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
16「外国の事業に帰属する所得⑭」	法第72条の24前段に規定する区分計算の方法により事業税に係る所得計算をする場合には外国の事業に帰属する所得から当該所得に対して課された外国法人税の額(⑩の欄の金額)を控除した額を、区分計算の方法によらない場合は⑨の欄の金額を記載します。	
17「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額⑮」	第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。
18「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額⑯」	法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、同表の⑳の欄又は第6号様式別表11の㉑の欄の金額を記載します。	法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合には、この欄は記載しないでください。
19「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額㉒」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第59条第1項又は第2項の適用を受ける法人若しくは同法第68条の62第1項又は第2項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
20「農業経営基盤強化準備金積立	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる	

額の損金算入額㉒	租税特別措置法第61条の2第1項の適用を受ける法人又は同法第68条の64第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
21「農用地等を取付した場合の圧縮額の損金算入額㉓」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第61条の3第1項の適用を受ける法人又は同法第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
22「関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額㉔」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第57条の7第1項の適用を受ける法人又は同法第68条の57第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
23「中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額㉕」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第57条の7の2第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第68条の57の2第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
24「再投資等準備金積立額の損金算入額㉖」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項又は同法第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
25「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額㉗」及び「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額㉘」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第66条の13の規定の適用を受ける法人又は同法第68条の98の規定の適用を受ける法人が記載します。	
26「非課税所得の区分計算」(㉙から㉛までの欄)	外国の事業に帰属する所得及び鉱物の掘採事業の所得の区分計算のできない法人が記載します。	
27「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㉜」及び「期末の総従業者数㉝」	(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 (2) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載します。 (3) 非課税事業を併せて行う法人にあっては、非課税事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。 (4) 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じです。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいいます。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、㉜の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉝の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。	(1) 法第72条の24前段の規定による区分計算の方法により事業税に係る所得計算をする法人は記載する必要がありません。 (2) (4)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。
28「鉱物の掘採事業の所得」(㉞から㉟までの欄)	㉜の欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉝の欄に転記します。	㉞から㉟までの欄は、鉱物の掘採事業の所得を区分計算する法人は記載する必要がありません。

第6号様式別表6、別表7及び別表8記載の手引

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
別 表 六	1 用途等	(1) この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。 この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載します。 (2) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(電気供給業及びガス供給業に限ります。)と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。	
	2 「第2号 法第72条の2第1項・ 第3号 に掲げる事業」	事業の区分に応じて「第2号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
	3 「収入金額の総額」	「摘要」の欄には、事業収入及び事業に付随する一切の収入金額を記載します。	
	4 「控除される金額」	国及び地方団体の補助金、固定資産の売却による収入金額のほか保険金、有価証券の売却による収入金額、不用品の売却による収入金額、受取利息及び受取配当金等政令第22条の規定により控除される収入金額を記載します。	
別 表 七	1 用途等	この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。	
	2 「課税標準の計算」(①から④までの欄)	「収入金額」の各欄には「収入金額に関する明細書」により計算した「差引収入保険料⑨」の計欄の金額を、それぞれ対応する保険の種類ごとに記載します。	
別 表 八	1 用途等	この計算書の1は、損害保険会社又は外国損害保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の2は、少額短期保険業者が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の3は、株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載して、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。	
	2 「課税標準の計算」(①から⑥までの欄、⑰及び⑱の欄又は㉓の欄)	「収入金額」の各欄には、「収入金額に関する明細書」により計算した「正味収入保険料⑩」の欄、「正味収入保険料㉒」の欄又は「正味収入保険料㉑」の欄の金額をそれぞれ対応する保険の種類ごとに記載します。	
	3 「収入保険料及び再保険返戻金の合計額」(⑧、㉔又は㉕の欄)	収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額も収入保険料より控除して計算します。	

第6号様式別表9記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下「平成27年旧法人税法」といいます。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下「平成27年旧政令」といいます。）第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成27年旧法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは平成27年旧政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「第1号 法第72条の2第1項 に掲げる事業 第3号」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3 「控除前所得金額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第6号様式別表5を添付する法人 第6号様式別表5の㉔の欄の金額から第6号様式別表10の㉑の欄又は同表の㉒の欄の金額を控除した金額 (2) その他の法人 第6号様式の㉑の欄の金額から第6号様式別表10の㉑の欄又は同表の㉒の欄の金額を控除した金額	
4 「所得金額控除限度額②」	中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。）に該当しない事業年度にあつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消してください。 (1) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社 (2) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人 (3) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。（4）において同じ。） (4) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人	
5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額若しくは個別欠損金額又は災害損失金で、過去に繰越控除を受けなかった金額（前期分の㉑の欄の金額）を古い事業年度の分から順次記載します。 なお、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は同法第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には第6号様式別表12の㉓の欄の金額を、当該事業年度において法人税法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受けた場合には第6号様式別表10の㉒の欄の金額を、当該事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。）において生じた欠損金額につき同法第80条又は第144条	

	の13の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金額を記載します。	
6 「当期控除額④」	当該事業年度の③の欄の金額と、②の欄の金額から当該事業年度前の④の欄の金額の合計額を控除した金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。	

第6号様式別表10記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書の「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(イ)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
 - (ロ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読み替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) この明細書の「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(イ)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。)の規定の適用を受けようとする法人
 - (ロ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読み替え後の法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。)の規定の適用を受けようとする法人
- (3) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付してください。
- (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (5) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「第1号 法第72条の2第1項 第3号 掲げる事業」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「債務の免除を受けた金額①」 から「計⑦」までの欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表7(2))の1から7までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表7の2付表4)の1から7までの各欄の金額を記載します。	
3 「当期控除額⑧」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)又は(ロ)に掲げる法人は⑦の欄の金額と⑧の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
4 「欠損金額等⑩」	⑤の「計」の欄の金額を記載します。	
5 「債務の免除を受けた金額⑬」 から「計⑱」までの欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表7(2))の13から18までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表7の2付表4)の13から18までの各欄の金額を記載します。	
6 「⑲の金額を控除する前の所得 ⑳」	第6号様式の㉑の欄の金額又は第6号様式別表5の㉒の欄の金額を記載します。	
7 「当期控除額㉓」	「1 この明細書の用途等」(2)(イ)又は(ロ)に掲げる法人は⑱の欄の金額、⑲の欄の金額又は㉑の欄の金額のうち最も少ない金額を記載します。	
8 「欠損金額等㉕」	⑤の「計」の欄の金額を記載します。	
9 「調整前の控除未済欠損金額等 ㉖」	法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度にあっては、第6号様式別表12の③の欄の金額を記載します。	

第6号様式別表11記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(イ)又は(ロ)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(ハ)又は(ニ)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (イ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。)の規定の適用を受けようとする法人
- (ロ) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人
- (ハ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。)の規定の適用を受けようとする法人
- (ニ) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「第1号・第3号に掲げる事業」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2 「債務の免除を受けた金額①」から「計④」までの各欄	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表7(3))の1から4までの各欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表7の2付表5)の1から4までの各欄の金額を記載します。	
3 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」	法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人で、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表7(3))の6の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表7の2付表5)の6の欄の金額を記載します。	
4 「当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額⑦」	第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額を記載します。	
5 「⑦の金額を控除した後の所得⑨」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)又は(ロ)に掲げる法人が、第6号様式の⑥の欄の金額若しくは第6号様式別表5の②の欄の金額から⑦の欄の金額を控除した金額を記載します。	
6 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」	「1 この明細書の用途等」(1)(ハ)又は(ニ)に掲げる法人が、第6号様式の⑥の欄の金額又は第6号様式別表5の②の欄の金額を記載します。	
7 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」	「1 この明細書の用途等」(1)(イ)に掲げる法人にあっては④の欄の金額、⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない金額を、「1 この明細書の用途等」(1)(ロ)に掲げる法人にあっては⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
8 「④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」	「1 この明細書の用途等」(1)(ハ)に掲げる法人にあっては④の欄の金額、⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち最も少ない金額を、「1 この明細書の用途等」(1)(ニ)に掲げる法人にあっては⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち少ない金額を記載します。	
9 ⑬から⑰の欄		法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。

第6号様式別表12、別表13、別表13の2及び別表13の3記載の手引

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
別 表 十 二	1 用途等	(1) この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第4項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項から第4項まで又は第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出してください。 (2) 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付してください。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7(1)付表1）に記載したところに準じて記載します。
	2 「法第72条の2第1項第1号 ・ に掲げる事業 第3号」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
	3 「欠損金額等の区分」の欄	欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。	
	4 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄	法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載します。	法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、記載を要しません。
	5 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄	法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載します。	法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、記載を要しません。
	6 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄	法第72条の23第1項若しくは第4項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、⑨の欄及び⑩の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。	
別 表 十 三	1 用途等	(1) この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する場合に該当する場合又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する場合に該当する場合に記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7(1)付表2）に記載したところに準じて記載します。

		<p>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。</p> <p>(3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る特定資産譲渡等損失額となる金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。</p>	
	2 「法第72条の2第1項第1号 ・ に掲げる事業 第3号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
別表十三の二	1 用途等	<p>(1) この明細書は、法人税法施行令第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。</p> <p>(2) 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付してください。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。</p> <p>(4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。</p>	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7(1)付表3）に記載したところに準じて記載します。
	2 「法第72条の2第1項第1号 ・ に掲げる事業 第3号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
	3 「欠損金額等の区分」の欄	欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。	
別表十三の三	1 用途等	<p>(1) この明細書は、法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。</p> <p>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。</p> <p>(3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。</p>	この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7(1)付表4）に記載したところに準じて記載します。
	2 「法第72条の2第1項第1号 ・ に掲げる事業 第3号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
	3 「欠損金額等の区分」の欄	欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。	

第6号様式別表14記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいいます。）の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に併せて提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
3「所得割の課税標準」又は「収入割の課税標準」の各欄	各申告書の法人の事業税の所得割又は収入割の「課税標準」の各欄の額をそれぞれ記載します。	
4「税率」の各欄	法人の事業税の標準税率を記載します。	

第6号の2様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「事業種目」	「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
6「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
7「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第1号に定める金額	
8「道府県民税の申告書」	空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。	
9「課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額①」	(1) 法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載します。 この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の総額（第10号様式の⑤の欄の金額）を記載します。	
10「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額②」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、⑥及び⑧の欄の金額の合計額を記載してください。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
11「法人税割額（①又は②× $\frac{1}{100}$ ）③」	一の都道府県にのみに事務所等を有する法人は①の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は②の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合は、⑦及び⑨の欄の金額の合計額を記載してください。	税額の計算をする場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。
12「③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額④」	既に納付の確定した当期分の法人税割額のうち退職年金等積立金に対する法人税額に係る法人税割額に相当する金額を記載します。 ただし、当該事業年度において、第6号の3様式を提出した法人については、第6号の3様式の④の欄の金額を限度とします。	
13「この申告により納付すべき法人税割額③－④ ⑤」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた	

	金額を記載します。	
14「東京都に申告する場合の③の計算」(⑥から⑨までの欄)	<p>(1) ⑥の欄は東京都の特別区だけに事務所等を有する法人にあつては①の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)にあつては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。</p> <p>(2) ⑧の欄は東京都の市町村だけに事務所等を有する法人にあつては①の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあつては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。</p> <p>ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載します。</p> $\text{法人税額} \times \frac{\text{東京都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$	東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。

第6号の3様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かつこ内は除く。）。
8「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の5ロに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。 ※ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度又は連	

	<p>結事業年度に係る「予定申告税額②」については、以下のとおり計算します。</p> <p>(①×1.9/前事業年度又は前連結事業年度の月数)</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
11「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みません。
13「円×⑤/12 ⑥」	<p>(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて記載します。</p> <p>(2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 東京都の特別区のみ事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ハ) 東京都の市町村のみ事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県の均等割額</p>	<p>(1) 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。</p> <p>(2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。</p>
14「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細（⑧から⑰までの欄）」	<p>(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。</p> <p>(2) ⑧の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第6号様式又は第6号様式（その2）の⑤の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) ⑱の欄は、⑧の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のこれらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第6号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。</p>	2以上の都道府県に事務所等を有する法人の⑱の欄は、⑨の欄の金額に⑧の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
15「所得割額⑲」、「付加価値割額⑳」、「資本割額㉑」、「収入割額㉒」	<p>(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額（㉓から㉕まで）をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。</p> <p>※ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る「所得割額⑲」、「付加価値割額⑳」、「資本割額㉑」、「収入割額㉒」については、以下のとおり計算します。</p> <p>所得割額 (㉓/前事業年度の月数×6.3)</p> <p>付加価値割額 (㉔/前事業年度の月数×6.3)</p> <p>資本割額 (㉕/前事業年度の月数×6.3)</p> <p>収入割額 (㉖/前事業年度の月数×6.3)</p> <p>(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、㉓又は㉔の各欄には金額を記載せず、⑲の欄の金額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍（令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の場合は6.3倍）に相当する額を⑲の欄に記載します。</p>	

	(3) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
16「前事業年度の特別法人事業税額(⑤)(⑥)」	(1) 前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細において算出された⑤の欄の金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
17「特別法人事業税額⑭」	(1) ⑭の欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に6を乗じて算定します。 ※ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る「特別法人事業税額⑭」については、以下のとおり計算します。 (⑭/前事業年度の月数×2.3) (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
18「この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額⑮-⑯ ㉒」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
19「前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細」(㉓から㉕までの欄)	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。㉓の欄について、軽減税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式又は第6号様式(その2)の㉑の金額を、軽減税率不適用法人は、第6号様式又は第6号様式(その2)の㉒の金額を記載します。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年度の所得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換算額を、当該期間の分割基準により算出した第10号様式の当該都道府県分を記載します。	(2)の場合には、第10号様式を添付してください。
20「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉖」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と㉖の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	

第6号の3様式（その2）記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含みます。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かつこ内は除く。）。
8「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の5ロに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。	

	<p>※ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る「予定申告税額②」については、以下のとおり計算します。</p> <p>(①×1.9/前事業年度又は前連結事業年度の月数)</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
11「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みません。
13「円×⑤/12 ⑥」	<p>(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて記載します。</p> <p>(2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 東京都の特別区のみ事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ハ) 東京都の市町村のみ事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県の均等割額</p>	<p>(1) 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。</p> <p>(2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。</p>
14「所得割額⑨」、「付加価値割額⑩」、「資本割額⑪」	<p>(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額（③から⑥まで）をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。</p> <p>※ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る「所得割額⑨」、「付加価値割額⑩」、「資本割額⑪」については、以下のとおり計算します。</p> <p>所得割額 (⑨/前事業年度の月数×6.3)</p> <p>付加価値割額 (⑩/前事業年度の月数×6.3)</p> <p>資本割額 (⑪/前事業年度の月数×6.3)</p> <p>(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑩又は⑪の各欄には金額を記載せず、③から⑥までの欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍（令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の場合は6.3倍）に相当する額を⑨の欄に記載します。</p> <p>(3) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
15「収入割額⑫」	<p>(1) 前事業年度の収入割の金額（⑦の欄の金額）を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を記載します。</p> <p>※ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る「収入割額⑫」については、以下のとおり計算します。</p> <p>(⑦/前事業年度の月数×6.3)</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
16「所得割額⑬」、「付加価値割額⑭」、「資本割額⑮」、「収入割額⑯」	(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額（⑤から⑧まで）をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額	

⑯」	<p>をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑭又は⑮の各欄には金額を記載せず、⑲から㉑までの欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑯の欄に記載します。</p> <p>(3) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号イに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑬の欄には金額を記載せず、⑳と㉑の欄の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑯の欄に記載します。</p> <p>(4) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
17「前事業年度の特別法人事業税額(⑳)の金額 ㉑」	<p>(1) 前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細において算出された㉑の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
18「特別法人事業税額㉒」	<p>(1) ㉑の欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に6を乗じて算定します。</p> <p>※ 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る「特別法人事業税額㉒」については、以下のとおり計算します。</p> <p>(⑳/前事業年度の月数×2.3)</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
19「この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉓ー㉔ ㉕」	<p>この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
20「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉖」	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と㉕の欄に記載した金額の合計額と同額になります。</p>	
21「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」(㉗から㉘までの欄)	<p>(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。</p> <p>(2) ㉗の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第6号様式又は第6号様式(その2)の⑤の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) ㉘の欄は、㉗の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のこれらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第6号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。</p>	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人の㉘の欄は、㉗の欄の金額に㉗の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。</p>
22「前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細」(㉙から㉚までの欄)	<p>(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。㉙の欄について、軽減税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式又は第6号様式(その2)の㉙の金額を、軽減税率不適用法人は、第6号様式又は第6号様式(その2)の㉚の金額を記載します。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年度の法第72条の2第1項各号に掲げる事業の区分ごとに所</p>	<p>(2)の場合には、第10号様式を添付してください。</p>

得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換算額を、当該期間の分割基準により算出した第10号様式の当該都道府県分を記載します。

第7号様式記載の手引

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
第七号様式（その一）	1 用途等	この明細書は、控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の従業者数を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。	道府県民税の従業者数を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の1を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
	4 「所得税等の額①」	法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の5の欄の金額を記載します。	
	5 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」	法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の31の欄の金額を記載します。	
	6 「法人税の控除額③」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表17（3の12））の3の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表17（3の12））の11の欄の金額を記載します。	
	7 「地方法人税の控除額④」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表17（3の12））の4の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の6の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の8の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を、連結申告法人にあつては地方法人税の明細書（別表2付表）の16の欄の金額を記載します。	
	8 「各道府県ごとに控除する金額の明細」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) 都道府県ごとの⑨の欄の計算は⑧の欄の金額を各都道府県ごとに従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 (3) ⑩の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式又は第6号様式（その2）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式又は第6号様式（その2）の⑧の欄）の金額を控除した金額を記載します。	
第1	1 用途等	(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額を法	

七号様式（その二）		<p>人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号様式（その1）に代えて使用して差し支えありません。</p> <p>(2) この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県相当分、下段に市町村相当分を記載します。</p>	
2 「法人名」		<p>法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。</p>	
3 「政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無」		<p>道府県民税の従業者数を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の従業者数を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、これらの従業者数を政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。</p>	<p>市町村民税の従業者数を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の6を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。</p>
4 「所得税等の額①」		<p>法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の5の欄の金額を記載します。</p>	
5 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」		<p>法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の31の欄の金額を記載します。</p>	
6 「法人税の控除額③」		<p>連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表17（3の12））の3の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表17（3の12））の11の欄の金額を記載します。</p>	
7 「地方法人税の控除額④」		<p>連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表17（3の12））の4の欄の金額と地方法人税の申告書（別表1）の6の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の8の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を、連結申告法人にあつては地方法人税の明細書（別表2付表）の16の欄の金額を記載します。</p>	
8 「各都道府県・各市町村ごとに控除する金額の明細」		<p>2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては、算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第7項ただし書及び政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) ⑩及び⑬の欄の計算は、⑨の欄の金額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(3) ⑪の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式又は第6号様式（その2）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式又は第6号様式（その2）の⑧の欄）の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) ⑭の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の税額の欄又は⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を</p>	<p>東京都の特別区に事務所等を有する法人の特別区の⑩の欄、⑭の欄及び特別区以外の⑪の欄には次の金額を記載します。</p> <p>(1) 東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人に限る。）</p> <p>(イ) 特別区分の⑪の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑫の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額を控除した金額</p> <p>(ロ) 特別区分の⑭の欄 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合に</p>

切り捨てる前の金額) から特定寄附金税額控除額 (第20号様式の⑦の欄) の金額を控除した金額を記載します。

より算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑳の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額を控除した金額

(2) 特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有する法人

(イ) 特別区分の㉑の欄

特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑮の欄の金額 (同様式⑬の欄の金額が同様式⑱の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額) に40分の5.7の割合を乗じた金額を控除した金額

第7号の3様式⑳の欄の金額×同様式⑮の欄の金額 / (同様式⑮の欄の金額+同様式⑰の欄の金額)

(ロ) 特別区分の㉒の欄

東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑮の欄の金額 (同様式⑬の欄の金額が同様式⑱の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額) に40分の34.3の割合を乗じた金額を控除した金額

第7号の3様式⑳の欄の金額×同様式⑮の欄の金額 / (同様式⑮の欄の金額+同様式⑰の欄の金額)

(ハ) 特別区以外分の㉓の欄

特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額を控除した金額

第7号の3様式の㉔の欄の金額 - ((イ)において道府県民税の法人税割相当額から控除する金額 + (ロ)において市町村民

			税の法人税割相当額から 控除する金額) (3) (1)及び(2)の計算の過程 において1円未満の端数 があるときは、その端数 を切り捨てた金額を記載 します。
--	--	--	---

第7号の2様式並びに第7号の2様式別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6記載の手引

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
第七号の二様式（その一）	1 用途等 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。	
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3 「政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下この記載の手引において「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の1を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
4 「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)の1の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の1の欄を、外国法人にあつては法人税の明細書（別表6の3）の1の欄の金額を記載します。	
5 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
6 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
7 「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
8 「前3年以内の控除未済外国税額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかつた額がある場合に記載します。 (2) ⑬の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (4) この申告書を提出する法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度に	

		<p>あつては、第7号の2様式別表5（その1）の⑦の欄の金額</p> <p>(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その1）の⑤の欄の金額</p>	
	9「各道府県ごとに控除する外国税額の明細」	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この記載の手引中において「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) 都道府県ごとの⑩の欄の計算は⑨及び⑩の欄の金額の合計額を各都道府県ごとに従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(3) ⑪の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式又は第6号様式（その2）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式又は第6号様式（その2）の⑧の欄）の金額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式又は第6号様式（その2）の⑨の欄）の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>また、道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑫の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。</p>	
第七号の二様式（その二）	1 用途等	<p>(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式（その1）に代えて使用して差し支えありません。</p> <p>(2) この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県相当分、下段に市町村相当分を記載します。</p>	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、これらの額を政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の6を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
	4「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)の1の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細	

	書（別表6の2(2)付表）の1の欄を、外国法人にあつては法人税の明細書（別表6の3）の1の欄の金額を記載します。	
5「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
6「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
7「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
8「市町村民税の控除限度額⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の6を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の4様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
9「当期分として算定した法人税割額⑩」	⑩の欄若しくは⑪の欄又は第6号様式若しくは第6号様式（その2）の⑦の欄から⑧の欄及び⑨の欄の金額を控除した金額を記載します。	東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人を除く。）の特別区分の都民税法人税割額は次の金額を記載します。 (1) 道府県相当分（上段） 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑩の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額及び第7号様式（その2）⑨の上段の欄の金額を控除した金額 (2) 市町村相当分（下段） 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(1)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑩の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額及び第7号様式（その2）⑨の下段の欄の金額を控除した金額 (3) (1)及び(2)の計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載

10 「前3年以内の控除未済外国税額の明細」	<p>(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。</p> <p>(2) 「当期分」の欄は、「当期分の控除外国税額⑩」の欄の金額のうち、当期において「当期分として算定した法人税割額⑫」の欄の金額から控除できない金額があるとき、当該控除できない金額を記載します。</p> <p>(3) 「翌期繰越額計」の欄は、前3年以内の控除未済外国税額の「計」及び「当期分」の欄の翌期繰越額の合計額を記載します。</p> <p>(4) ⑭の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第21項及び政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5（その2）の⑦の欄の金額</p> <p>(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第28項及び政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の⑤の欄の金額</p>	<p>します。</p>
11 「各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細」	<p>2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあつては、算定期間の末日現在の従業者の数を記載し、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書及び政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) ⑰及び⑱の欄の計算は、⑩及び⑪の欄の金額の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、⑩及び⑪の欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額を控除した額となります。</p> <p>(3) ⑲の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式又は第6号様式（その2）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式又は第6号様式（その2）の⑧の欄）の金額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式又は第6号様式（その2）の⑨の欄）の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑳⑳の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。</p> <p>(4) ㉑の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の税額の欄又は⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を</p>	<p>東京都の特別区に事務所等を有する法人の特別区の⑳⑳の欄、㉑の欄及び特別区以外の㉒の欄には次の金額を記載します。</p> <p>(イ) 東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人に限る。）</p> <p>(ロ) 特別区分の⑳⑳の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑳の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額及び第7号様式（その2）㉑の欄の金額を控除した金額</p> <p>(ハ) 特別区分の㉑の欄 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑳の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額及び第7号様式（その2）㉑の欄の金額を控除した金額</p>

切り捨てる前の金額) から特定寄附金税額控除額 (第20号様式の⑦の欄) の金額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 (第20号様式の⑧の欄) の金額を控除した金額を記載します。

また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑨の欄は、第20号様式別表1の2の⑥の欄の金額 (100円未満の端数を切り捨てる前の金額) から同表⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。

(2) 特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有する法人

(イ) 特別区分の⑬の欄

特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑬の欄の金額 (同様式⑬の欄の金額が同様式⑱の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額) に40分の5.7の割合を乗じた金額及び第7号様式 (その2) ⑫の欄の金額を控除した金額
第7号の3様式⑳の欄の金額×同様式⑬の欄の金額 / (同様式⑬の欄の金額+同様式⑰の欄の金額)

(ロ) 特別区分の⑭の欄

東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑬の欄の金額 (同様式⑬の欄の金額が同様式⑱の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額) に40分の34.3の割合を乗じた金額及び第7号様式 (その2) ⑮の欄の金額を控除した金額
第7号の3様式⑳の欄の金額×同様式⑬の欄の金額 / (同様式⑬の欄の金額+同様式⑰の欄の金額)

(ハ) 特別区以外分の⑯の欄

特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額及び第7号様式 (その2) ⑫の欄の金額を控除した金額

第7号の3様式の⑳

			<p>の欄の金額－ ((イ)において道府県民税の法人税割相当額から控除する金額+ (ロ)において市町村民税の法人税割相当額から控除する金額)</p> <p>(3) (1)及び(2)の計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>
別表一	1 用途等	<p>(1) この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付してください。</p> <p>(2) この明細書の各欄に記載する金額は、第7号の2様式の明細書及び法人税の明細書(別表6(3))の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載します。</p>	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	<p>(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑪の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑤の欄の金額</p> <p>(2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑬の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑩の欄の金額</p>	
別表二	1 用途等	この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「法人税の控除限度額①」	<p>連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表6(2))の16の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の13の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書(別表6の3)の11の欄の金額を記載します。</p>	
	4 「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各都道府県ごとに記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存する区域の事務所等の従業者数と当該区域以外の都の区域の事務	

		所等の従業者数とに区分して記載します。	
	5 「②で按分した法人税の控除限度額④」	①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。）を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	6 「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の区域に事務所等を有する法人にあつては、特別区の存する区域の従業者数に対応する欄には、当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を記載します。	
	7 「道府県民税の控除限度額⑥」	各都道府県ごとの④の欄の金額に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
	8 「補正後の従業者数⑧」	各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の1で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
別表三	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「被合併法人等の控除余裕額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6（2））の15の欄の金額 (2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書（別表6の3）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
	6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併	

		<p>の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p>	
	7「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」	⑤の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2の2))の21の欄の金額を記載します。	
	8「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は⑤×⑦/⑥」を抹消します。</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。</p>	
別表四	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除余裕額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の15の欄の金額</p> <p>(2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の11の欄の金額</p> <p>(3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額</p>	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	6「当該法人の外国の法人税等の額⑦」	⑥の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2の2))の21の欄の金額を記載します。	
別表五(その一)	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その1)の明細書に添付してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除未済外国税額①」	<p>次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の⑮の欄の金額</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の⑮の欄の金額</p>	

	4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の15の欄の金額 (2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
別表五 (その二)	1 用途等	この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「被合併法人等の控除未済外国税額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑯の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑯の欄の金額	
	4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の15の欄の金額 (2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
別表六 (その一)	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その1)の明細書に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「当該法人の控除未済外国税額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の⑮の欄の金額を記載します。	
	4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の15の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。

		(2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	
別表六(その二)	1 用途等	この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「当該法人の控除未済外国税額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑩の欄の金額を記載します。	
	4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の15の欄の金額 (2) 法人税法第81条の15又は租税特別措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の3)の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。

第10号様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2以上の都道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式若しくは第6号様式（その2）、第6号の2様式又は第6号の3様式（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限ります。）若しくは第6号の3様式（その2）（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限ります。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し1通を添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出してください。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2 「第1号・ 法第72条の2第1項第2号・ 第3号」 に掲げる事業	事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲んでください。	
3 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合は、法人税の申告書別表1の10欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額）、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額を加算額及びリース特別控除取戻税額（別表1の5の欄の金額）並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
4 「試験研究費等の額に係る法人税額の特別控除額②」	第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合は、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除）（同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（8））の21の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（11））の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（16））の25の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（17））の25の欄の金額	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	<p>(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（18））の19の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（19））の18の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（20））の39の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（21））の10の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（24））の24の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(10) 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の6第2項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（28））の22の欄の金額</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">(注) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）の施行の日以後に変更</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の5の2第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（27））の16の欄の金額</p>	
5 「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合に、第6号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
6 「退職年金等積立金に係る法人税額④」	第6号様式若しくは第6号様式（その2）又は第6号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
7 「差引計⑤」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 第6号様式の申告書を提出する法人</p> <p>(イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 ①+②-③+④の金額</p> <p>(ロ) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表1の⑦の欄の金額</p> <p>(ハ) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人 第6号様式別表1の2の④の欄の金額</p>	

<p>8 「所得金額」 (⑥から⑩までの欄)</p>	<p>(2) 第6号の2様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額</p> <p>第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付する場合に次に掲げる所得の区分に応じ、次に定めるとおり記載します。 この場合において、これらの各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る所得</p> <p>(イ) ⑥から⑧までの各欄は、所得の金額が年400万円(その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはその金額を⑥の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ⑥及び⑦の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ⑥、⑦及び⑧の各欄に記載します。</p> <p>(ロ) ⑩の欄は、法第72条の24の7第4項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。</p> <p>(2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る所得 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が所得の総額を⑩の欄に記載します。</p>	<p>(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必要はありません。</p> <p>(2) (イ)において、その事業年度が1年に満たない場合、所得の金額が400万円を超え800万円以下であるときの⑦の欄の金額は、所得の金額から⑥の欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出し、所得の金額が800万円を超えるときの⑧の欄の金額は、所得の金額から⑥及び⑦の各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出します。</p> <p>(3) 軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日(解散した法人にあっては、解散の日)において3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p>
<p>9 「付加価値額⑩」</p>	<p>第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イ又は同項第3号イに掲げる法人がそれぞれの事業に係る第6号様式別表5の2の⑩の欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>10 「資本金等の額⑫」</p>	<p>第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イ又は同項第3号イに掲げる法人がそれぞれの事業に係る第6号様式別表5の2の⑫の欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>11 「収入金額⑬」</p>	<p>第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第2号又は同項第3号に掲げる事業を行う法人が、次に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除きます。)及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の⑩の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑨の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の⑬の「課税標準」の欄の金額を</p>	

		記載します。 (2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑩の欄の金額を記載します。 (3) この金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「事務所又は事業所」		同一都道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載します。	
事	13「分割基準(単位=)」	「(単位=)」には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載します。	
業	14「事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄	(1) 事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。 (2) 上段の()内には、法第72条の48第4項第1号ただし書に規定する事業所等(以下「工場である事業所等」といいます。)について、同号ただし書の規定を適用する前の当該工場である事業所等の従業者数を記載します。 (3) 事務所又は事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき、その軌道の単線換算キロメートル数に端数があるとき又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	本社と工場が併置されている場合、工場と支店等が併置されている場合には、それぞれに属する従業者数は別行に区分して記載します。
税	15「分割課税標準額」 (⑭から⑳までの欄)	(1) 事業税の「課税標準の総額」の各欄(⑨の欄を除きます。)の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1単位当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。 (2) 各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた金額を記載します。	電気供給業若しくは製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により按分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
道	16「分割基準」	事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。なお、東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については各市町村ごとに記載してください。	事業税の分割基準の数値と一致する場合は記載する必要はありません。
府	17「分割課税標準額⑳」	(1) 道府県民税の「課税標準の総額」の⑤の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載してください。 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については、各市町村ごとに記載します。
県			
民			
税			

分割基準については、次の取扱いによってください。

1 道府県民税

分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)の末

日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所又は事業所にあつては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。

(1) 算定期間の中で新設された事務所又は事業所

$$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止された事務所又は事業所

$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が少ない数の2倍を超える事務所又は事業所

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

2 事業税

(1) 分割基準は、次に掲げる事業についてそれぞれ次に定めるところによります。

(イ) 製造業 課税標準額の総額を事業年度終了の日の事務所又は事業所の従業者の数（道府県民税に関する部分の(1)から(3)までに掲げる事務所又は事業所に該当する場合には、当該(1)から(3)までに準じて算定した数。以下同じです。）に按分します。

なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者については、その従業者の数にその数（その数が奇数の場合には、その数に1を加えた数）の2分の1に相当する数を加えた数により算定します。

(ロ) 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。

(イ) 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして規則第3条の14第1項で定めるものを含みます。以下「小売電気事業等」といいます。） 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日。以下同じです。）現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。

(ロ) 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業（以下「一般送配電事業」といいます。）、同条第1項第10号に規定する送電事業（以下「送電事業」といいます。）（これに準ずるものとして規則第6条の2第1項で定めるものを含みます。）及び電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。

(一) (ロ)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事務所又は事業所の所在する道府県において事業年度終了の日現在に発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます。以下同じです。）と電氣的に接続している電線路（電圧が66キロボルト以上のものに限り、以下同じです。）の電力の容量に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。

(二) 事務所又は事業所の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。

(ハ) 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして規則第3条の14第2項で定めるものを含みます。以下「発電事業等」といいます。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。

(一) (ロ)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの発電所の用に供する有形固定資産の価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。

(二) 事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。

(ニ) ガス供給業及び倉庫業 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。

(ヒ) 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事業年度終了の日における軌道の単線換算キロメートル数に按分します。

(ヘ) その他の事業 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。

(2) 電気供給業を行う法人が規則第6条の2の2第5項の規定の適用を受ける場合には、その旨を記載するとともに、その明細書を添付する必要があります。

(3) 分割基準を異にする事業を併せて行う場合には、主たる事業の分割基準によります。

なお、異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る分割課税標準額ごとにこれらの数値を併記します。

(4) 電気供給業に係る分割基準が二以上である法人の課税標準額の総額の分割については、(3)にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める分割基準によります。

- (イ) 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業及び送電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)(ロ)(ii)に定める分割基準
 - (ロ) 発電事業（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいいます。以下同じです。）と一般送配電事業、送電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)(ロ)(iii)に定める分割基準
 - (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準
- (5) (4)の場合において、法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときは、(3)及び(4)にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定し、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、(4)の(イ)から(ハ)までに定める分割基準に、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によります。
- (6) 法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合は、(3)から(5)までにかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分については(1)(ニ)に定める分割基準に、これらの事業以外の事業に係る部分はこれらの事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準によります。

第11号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、都道府県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する公共法人（法人税法第2条第5号の公共法人）及び公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を含む。）で法人税を課されないもの（法第25条の規定により非課税となるものを除きます。）が道府県民税の均等割を申告する場合に使用します。
- (2) この申告書は、4月30日までに事務所等所在地の都道府県知事に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
3 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って記載します。	
4「同左の月数①」	この月数は、暦により計算し、1月に満たないときは、1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	
5「この申告によって納付すべき道府県民税の均等割額②」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合は、「東京都に納付すべき均等割額②の計算」の欄の金額を合計した金額又は第6号様式別表4の3の⑧の欄の金額を記載します。	
6「東京都に申告する場合の②の計算」	この欄は、法人が東京都に申告する場合に次のように記載します。この場合において、その税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (1) 「特別区の区域分」の欄は、東京都の特別区のみならず事務所等又は寮等を有する法人は、主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額を、東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人は、道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額を記載します。 (2) 「市町村の区域分」は、東京都の市町村のみならず事務所等又は寮等を有する法人が事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額を記載します。	